

### III. 単位制度と単位の認定

#### 1. 単位制度

短期大学部での学修は単位制で行われています。

単位制とは、すべての科目に一定の単位数が定められており、その科目を履修して単位を修得し、定められた卒業要件単位数を満たすことで卒業が認定される制度です。

〈単位とは〉

単位とは、学修の量を数字で表すものであり、下表のとおり、原則として各単位数によって必要な学修時間が定められています。

単 位 数	学 修 時 間					
	講義・演習科目の場合			外国語・実技・実習科目の場合		
	自 主	授 業	合 計	自 主	授 業	合 計
1	15時間～ 30時間	15時間～ 30時間	45時間	0時間～15時間	30時間～ 45時間	45時間
2	30時間～ 60時間	30時間～ 60時間	90時間	0時間～30時間	60時間～ 90時間	90時間
3	45時間～ 90時間	45時間～ 90時間	135時間	0時間～45時間	90時間～135時間	135時間
4	60時間～120時間	60時間～120時間	180時間	0時間～60時間	120時間～180時間	180時間
5	75時間～135時間	75時間～135時間	225時間	0時間～75時間	150時間～225時間	225時間

〈単位の計算方法〉

短期大学部学則第7条に基づき、原則として次の基準によって計算します。

- ①本学では、単位計算上、1つの授業90分を2時間として計算します。
- ②本学では、1単位につき45時間の学修時間を必要と定めています。
- ③本学では、前期・後期型授業の場合は第1学期（前期）授業期間を15週、第2学期（後期）授業期間を15週とし、通年型授業の場合は1学年間（通年）で30週としています。  
※一部、授業期間を8週としている科目もあります。

#### (1) 講義・演習科目の場合

上表から、講義・演習科目の場合、単位計算上の授業時間2時間に対し、4時間（授業時間の2倍）の自主的学修が必要となり、単位の計算方法は以下のとおりになります。

区 分	必要な学修時間	単 位 数
前期・後期型 授業の場合	6時間（授業2時間＋自主4時間） ×15週＝90時間	90時間÷45時間（1単位につき） ＝2単位
通年型 授業の場合	6時間（授業2時間＋自主4時間） ×30週＝180時間	180時間÷45時間（1単位につき） ＝4単位

#### (2) 外国語・実技・実習科目の場合

上表から、外国語・実技・実習科目の場合、単位計算上の授業時間2時間に対し、1時間（授業時間の半分）の自主的学修が必要となり、単位の計算方法は以下のとおりになります。

区 分	必要な学修時間	単 位 数
前期・後期型 授業の場合	3時間（授業2時間＋自主1時間） ×15週＝45時間	45時間÷45時間（1単位につき） ＝1単位
通年型 授業の場合	3時間（授業2時間＋自主1時間） ×30週＝90時間	90時間÷45時間（1単位につき） ＝2単位

#### (3) その他の科目の場合

上記の内容とは別に、短期大学部学則第7条に基づき、学修時間を決定しています。短期大学部学則および〈上表〉を確認してください。

### 〈単位の認定〉

1つの授業科目に定められた単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていなければなりません。

- (1) 単位の認定を受けようとする科目について、履修登録をすること。
- (2) その科目の授業に出席し、履修に必要な学修をすること。
- (3) その科目の試験を受け、その成績評価で合格（60点以上）をすること（レポート、論文等をもって試験とする場合があり、必ずしも教室における筆答試験とは限りません。詳細は、シラバスの成績評価の方法で確認してください）。

## 2. 履修登録制度

履修登録とは、科目を履修するための手続きです。この手続きをしていなければ、仮にその授業に出席していたとしても、試験を受けることや単位認定を受けることはできません。履修登録は学修計画の基礎となるものであり、登録が有効におこなわれるようすべて自己の責任において取り組まなければならない。

### 〈履修登録の方法〉

後に説明する学期制により、履修登録は、前期、後期の年2回行われます。

短期大学部では、前期履修登録時に1年間の履修計画をたて、前期・通年・後期開講科目全ての中から、各自の目的に応じた科目を登録します。

後期履修登録時に後期開講科目を追加登録します。前期履修登録時に登録した後期開講科目のうち、選択科目は放棄できますが、予備・事前登録科目は放棄できません。また、後期登録時に通年科目の履修を放棄して別の後期開講科目を登録することはできません。

### 〈受講登録確認表の出力による登録確認〉

登録した授業科目は、登録完了後、各自がその場で「受講登録確認表」を出力し、正しく登録されているかどうかを**必ず確認してください**。受講登録確認表について、不備もしくは質問がある場合は、ただちに、短期大学部教務課窓口へ申し出てください。また、出力した受講登録確認表は、必ず保管してください。

## 3. 授業科目の履修

履修登録をした科目を履修するという事は、その科目に定められている単位数に見合った量の学修をするということです。

学修の内容は、授業形態に応じて、授業時間内における学修と授業時間外における自主的な学修（予・復習）とを含んでいます。

このうち、授業時間内における学修は、授業に出席し、その中で学修するという事です。**総授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、その科目の単位認定は受けられません（実習科目については5分の1を超えて欠席した場合は、単位認定を受けられません）**。特に資格取得に関する科目の欠席については、**やむをえないものも含め、十分注意してください**。

また、授業時間外における自主的な学修（予・復習）は、「シラバス」の中で「授業時間外における予・復習の指示」で示される内容を中心に、参考文献等も利用しながら、あるいは友人とのディスカッションや図書館の利用などを通して、自主的に行う学修の事です。大学での学修はこの自主的な学修の比重が大きく、大学生活の成否はこの自主的な学修にかかっていると言えます。

## 4. 学期と授業時間

1年を前期【4月1日から9月30日】と後期【10月1日から翌年3月31日まで】の2学期に分け、それぞれ15週、通年30週の授業が用意されています（各学期の授業期間は、学年暦を確認して下さい）。※一部、8週の授業があります。

授業時間は1回90分で、それぞれの授業時間を「講時」といいます（注：各講時を単位計算上は2授業時間として計算します）。

年間を通じて、各講時の時間帯は次のとおりです。

講時	1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	6 講時	7 講時
始業時刻	9:15	11:00	13:30	15:15	16:55	18:35	20:10
終業時刻	10:45	12:30	15:00	16:45	18:25	20:05	21:40
備考	短期大学部授業時間帯						

履修をはじめるにあたって

シラバス

単位制度と単位の認定

履修の心得  
授業科目の開設方法

履修登録

成績評価

教育課程  
教育課程の編成方法

諸課程

その他

学修生活の手引き  
資格保持センター  
履修の手引き

授業休止の取り扱い基準

学修の取り扱い

付録

## 5. 卒業要件単位および学士号

卒業は、短期大学部が定める教育課程の修了であり、「短期大学士」の学位が授与されます。この認定証が卒業証書（学位記）です。卒業するためには、教育課程（カリキュラム）にしたがって学修し、定められた所定の要件を満たすことが必要で、その一環として、68 単位以上を修得しなければなりません。

### 〈卒業の要件〉

本学において、卒業認定を得ようとする者は、次の2つの要件を満たさなければなりません。

#### (1) 所定在学年数

本学の教育課程（カリキュラム）を修了するには、2年以上在学しなければなりません。これは、単なる在籍期間ではなく、学修期間が2年以上必要ということです。したがって、休学等による学修中断の期間は所定在学年数に加えません。

#### (2) 所定単位の修得

修得すべき所定の単位は、各学科ごとに定められています。この要件を欠いて履修した場合は、たとえ68 単位以上の単位を修得しても卒業の認定は受けることができないので、慎重に履修計画を立てなければなりません。

## 社会福祉学科

共通科目	必修科目 8 単位	14 単位	68 単位
	選択科目 6 単位 以上		
専攻科目	必修科目 20 単位	54 単位	
	選択科目 34 単位 以上※		

※選択必修科目 11 単位を含む

## こども教育学科

共通科目	必修科目 8 単位	12 単位	68 単位
	選択科目 4 単位 以上		
学科専攻科目	必修科目 19 単位	56 単位	
	選択科目 37 単位 以上		

### 〈卒業の時期〉

(1) 卒業認定は、毎年学年の終わり（3月）に行います。

(2) 9月卒業の取り扱い

教授会が必要と認めるときは、在学期間が2年以上の者について、前期終了時（9月）に卒業を認定することがあります。

(注) 9月卒業を希望する者は、4月の登録関係書類配付時に申し出て、所定の願書を受け取り、必ず指定された期間に手続きを完了してください（本人の申し出がなければ、9月卒業の対象にならないので注意してください）。

## 6. 入学前に修得した単位の認定（学則第8条の2による単位認定）

他の大学（短期大学）を卒業または退学し、本学へ入学した場合、教育上有益であると判断されたときは、短期大学部の認定基準にしたがって、前大学（短期大学）で修得した単位を短期大学部の卒業要件単位（上限あり）として認定する場合があります。

この単位認定を希望する方は、入学後直ちに「成績証明書」を持参の上、短期大学部教務課まで申し出てください。